

災害時における薬剤師班活動マニュアル (環境担当)

令和6年3月

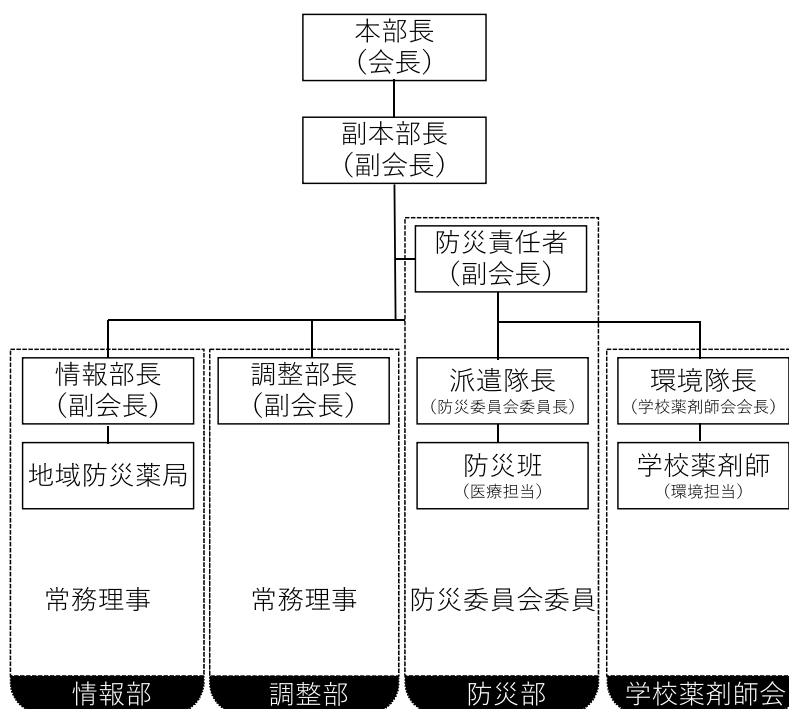
岐阜市学校薬剤師会

第1章 災害時避難所における環境管理業務

一般社団法人岐阜市薬剤師会（以下 岐阜市薬剤師会）は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、岐阜市の要請に応じて薬剤師班（環境担当）を編成し、避難所の環境管理のために、その必要に応じ、避難所における環境管理を行う。

I. 編成

岐阜市薬剤師会対策本部の防災責任者の指示を受け、環境隊長は岐阜市の要請に基づき編成人員数を決定し、薬剤師班隊員を招集する。その後、要請場所毎の隊員の編成及び移動の指示を行う。



II. 災害時連絡体制

(1) 安否確認

- 安否確認連絡網システム（オクレンジャー）により、安否確認が行われ、その回答をもって環境担当の安否確認を行う。

(2) 派遣

- 行政からの依頼、その他必要に応じ避難所などに環境担当登録薬剤師の派遣を行う。
- オクレンジャーにより、被災地、その近隣の環境担当登録薬剤師に出動可否の確認を行う。
- 出動可能な薬剤師に対し派遣依頼を行う。
- 派遣依頼を受けた薬剤師は、派遣先にて安全を確保の上、環境衛生業務を行う。
- 最低活動人数2名とし派遣を行う。

(3) 業務

- 派遣場において派遣先責任者の指示に従い、安全を確保の上、環境衛生業務を行う。
- 活動終了後速やかに行った業務について活動報告書(様式第1号)、避難所環境衛生アセスメントシート(様式第7号)、薬剤師班員名簿(様式第2号)、を編成班ごとに記載し岐阜市薬剤師会環境隊長に提出する。その場合岐阜市の職員等を介してでも差し支えない。
- 活動に必要な薬品等は、岐阜市薬剤師会環境隊長から岐阜市に発注する。また、直接購入しても差し支えない。供給を受けた薬品等については、供給を要請した者が医薬品等発注書(兼)報告書(様式第10号)に記載し、その使用については避難所ごとに医薬品もしくは消耗品等供給等報告書(様式第3号)に記載する。
- 事故があった場合は、その被害の状況などについて記録し、岐阜市薬剤師会環境隊長に報告する。

上記により報告があった場合、環境隊長は速やかに岐阜市薬剤師会会長へ報告し、岐阜市薬剤師会会長から岐阜市へ事故報告書(様式第4号)により報告するものとする。

- 薬剤師班の業務災害に対して、扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書(様式第6号)により岐阜市に申請する。
- 必要に応じ、保健所、保健師、看護師、感染症専門家と連携し、衛生管理を行う。

(4) 費用の弁償等

薬剤師班を派遣したときに要した人件費及び諸経費は、薬剤師班ごとに取りまとめ、岐阜市薬剤師会会長は、医療救護等活動に要した経費請求書(様式第5号)により岐阜市に請求する。

第2章 災害時避難所における学校薬剤師活動マニュアル

I. 避難所での活動

災害発生時、必要に応じて自身の担当校を中心に環境衛生面からの支援を行う。地域薬剤師会、避難所派遣薬剤師チーム等関係各位との調整・連携が重要となる。

避難所に常駐することは想定しないとすると活動タイミングとしては発災直後と発災 2-3 日後、以降、安定期は週 1 回くらいが目安となる。

《活動イメージ》

発災⇒

派遣決定⇒

岐阜市薬剤師会（災対本部）で器具を借用^(※1)⇒

現地（担当校）へ移動⇒

現地責任者と調整⇒

環境アセスメント実施⇒

災対本部で結果報告・事後措置検討^(※2)

※1 原則岐阜市薬剤師会保有測定器具を使用する

※2 派遣薬剤師の判断で、直ちに措置が必要または実施可能な場合は現地対応

注意：避難所に訪問した際は、その避難所の本部（受付）に活動目的・活動内容などを必ず伝え、許可を受けてから活動する。

また、被災者に接する際、生活スペースに入る際にも、活動目的・活動内容などを必ず伝え、許可を受けてから活動し、プライバシーに配慮すること。

II. 環境アセスメント方法

避難所環境衛生アセスメントシート（様式第7号）を活用し、責任者への聞き取り、または測定して現状を把握する。環境衛生上の問題点を抽出し、現地対応可能な場合は指導助言を行う。そうでない場合は、持ち帰り災害本部で事後措置等検討する。

(1) 飲料水等

① 水源の種類・使用状況の把握をする。

最初に、水源の種類を確認し、水道水を使用している場合は、どの蛇口から出る水を使用しているか把握する。また、給水施設の清潔、故障、破損箇所があるか確認する。

(ア) 受水槽がある避難所の場合、断水していたとしても受水槽の水は使用できる可

能性がある。その場合、水道水の安全性が確保されるまでは、二次被害を抑えるために止水栓は止めた状態で使用する。

- (イ) 井戸水を使用している場合は、発災後は汚水の流入（地震であれば下水管の破損などから）の可能性もあり、飲用には水質検査をした上で使用する必要がある。やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒後に使用する。
- (ウ) 給水車による汲み置きの水を使用している場合、できるだけ当日給水したものを使用し、やむを得ずそれ以降に飲用する場合は、煮沸消毒をする。
- (エ) 生活用水として循環式の水等を使用している場合はその管理体制を可能な限り確認する。

② 日常点検

飲料水として使用する水は、必要に応じて、毎日1回遊離残留塩素、外観（色、濁り、臭い、味）について検査することが望ましい。

(2) 学校の清潔・ネズミ衛生害虫

① トイレの状況

使用しているトイレについて、水洗式かくみ取り式か薬剤等で固めて廃棄する方式か確認する。（設置数 男女＝1：3、避難者50名に1基が目安（参考1））

衛生状況として、清掃はできているか、トイレットペーパーや消毒薬などが不足していないか、防犯・衛生面からみた設置場所はどうか、手洗い・手指消毒の指導は必要か確認する。

（参考1）避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf

（平成28年4月内閣府（防災担当））

② ネズミ、ハエ、蚊、ダニなどの発生状況

ネズミ、ハエ、蚊、ダニなどの発生状況、対応状況を確認する。確認する場所は部屋の他、雨水が停滞している場所やゴミ集積所についても行う。

ネズミ、ハエ、ダニなど発生に対しどうしても薬品による駆除が必要になる場合は、岐阜市の基本方針（参考2）に則り、駆除剤などを提案する（第3章参照）。

寝具については、温度20℃以上、湿度60%以上でダニが発生しやすくなるので定期的に掃除機をかけたり天日干しをしたりしているか確認する。

（参考2）岐阜市有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤使用に関する基本方針

(3) 室内空気

避難所の室内空気について、測定機器を用い二酸化炭素、温度・相対湿度、燃焼器具を使用している場合は一酸化炭素、二酸化窒素を測定する。

また、換気状況を確認し、換気が不十分であれば換気ルールも提案する。

(ア) 換気の様子は二酸化炭素濃度だけで判断せず、温度、相対湿度等も合わせ総合的にアセスメントすること。

(イ) 燃焼器具を使用している場合、二酸化炭素濃度が上昇することは必然的な結果であり、学校環境衛生基準の1500ppmは換気の指標であり、それ以上だと健康被害が出るという意味ではないことに十分留意すること。

(4) 感染対策

① 消毒薬・物資状況の保管状況、ニーズについての確認

- 消毒薬の管理について衛生管理や保健衛生を担当する保健師と連携をとる。
- 被災地域で活動している感染対策ネットワークのスタッフと感染管理について連携する。
- 活動場所における衛生管理に必要な資機材（手指消毒薬、消毒薬、PPE、ペーパータオル、清掃用具等）のニーズや保管状況の確認、またその確保に努める。

② 感染予防指導助言

- 含嗽薬や手指消毒薬の配置や補充を行うとともに、「手洗いやうがいの励行」「手指消毒」等の呼びかけ・指導を行う。
- 避難所における標準予防策と感染経路別予防策の実践や手指衛生、咳エチケット、換気、さらには避難所への土足禁止などについて啓発する。
- 消毒の三要素である濃度・温度・時間を確認し、消毒水準の選択とその水準に合った消毒薬の選択と利用、そして継続的な運用について助言する。
- ノロウイルス、サルモネラ菌、病原性大腸菌等の感染症対策（とくに梅雨シーズン及び夏期）として、仮設トイレやトイレドアの把手等の消毒を行うよう指導する。

- 黄色ブドウ球菌等の対策として、炊き出し等では、消毒に加えて加熱できるものはしっかりと加熱するよう指導する。
- インフルエンザ感染症の流行期には、咳エチケットの徹底や体調不良時の申告について避難者および支援者に周知するとともに、感染症の状況に応じて、高頻度接触面の消毒を行うよう指導する。

③ 感染者への対応

- 接触および飛沫感染対策が必要な被災者がいる場合、「保護」「保護部屋」の言葉を使用するなどの配慮を行う。
- 感染対策上の保護が必要な被災者がいる場合は、保健師や感染症専門家と情報を共有するとともに対応を依頼し、保護スペースの確保、保護対策期間の設定、个人防护具（PPEとしてマスク、ガウン、グローブ、エプロン、キャップ等）の使用など適切な感染対策の実施に努める。

（参考3）改訂版 薬剤師のための災害対策マニュアル

（令和6年3月 日本薬剤師会）

避難所における環境衛生確認事項

確認項目		詳細	
飲料水等	使用状況	水源 水道水（受水槽を經由しているか） 給水車等の汲み置き水、ペットボトル等購入品、井戸水、湧水 など	
	日常点検 受水槽を經由している等必要に応じて	遊離残留塩素（0.2mg/L 以上 ^{*1} ） 外観（色、濁り）、臭い、味 施設の清潔、故障、破損の有無 配管等給水設備並びに周辺	
	水質検査 井戸水・湧水の場合	飲料水として使用する場合は必ず検査を受けてから やむを得ず飲む場合は煮沸させてから飲用するよう指導	
	使用期限	汲み置きの水 給水車からの水は、飲用にはできるだけ当日給水のものを使用 水道が復旧する前の受水槽の水を使用する場合、止水栓は止めた状態で使用する。また、念の為煮沸してから使用する。 当日の水以外は雑用水に使用、もしくは煮沸してから使用するよう指導する	
	その他	循環式の水 管理体制の確認 塩素濃度の測定の必要性の検討	
学校の清潔・衛生害虫	トイレ	数（目安）	50人に1基 男性用 女性用の区別があるか 男性用：女性用 1：3
		管理状況	水洗の使用、汲み取り状況、固めて廃棄等
		衛生状況	定期的な清掃、臭いなど
		手洗い	タオルの共用はしない 流水による石けんでの手洗いができるようにし、手指消毒を励行 水が使えない場合、ウェットティッシュ、アルコール消毒など検討
	校内	衛生害虫等	ネズミ、ゴキブリ、ハエ、蚊など害虫の発生状況の確認
		雨水の停滞	害虫の発生源となるため水が停滞しないようにする
		ゴミ集積所	ゴミは封をして、ハエ等の発生を防止 調理場とは離れた場所が望ましい
寝具	ダニ	ダニの増殖する環境を作らないようにする 湿度60%以上、温度20℃以上がダニの発育増殖に適した室内環境 天日干しをする 掃除機をかけると良い ダニの餌となる室内塵埃のない環境を心がける	
空気	検査	CO ₂ 濃度	1500ppm 以下であることが望ましい 換気の指標であり、基準を超えていても直接健康被害が出る数値ではないことに留意 感染症等の流行状況により指導が異なる
		温度	18℃以上28℃以下であることが望ましい 場合によってはWBG T ^{*2} を測定し指導することも必要
		相対湿度	30%以上80%以下であることが望ましい
	燃焼器具	CO濃度	6ppm 以下であること
		NO ₂ 濃度	0.06ppm 以下であること

その他	炊事場	雨が入る場所であればテントの増設の検討 直射日光が入る場所であれば、日除の設置など検討 トイレとの距離が近ければ、衛生上の問題がないか確認し、必要であれば場所の移動も検討 室温等も考慮し、食中毒発生リスクが高くないか確認 気づいた点はアセスメントシートに記入し持ち帰り判断
-----	-----	--

※1 水道法施行規則第 17 条 3 項

給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/L 以上保持するように塩素消毒をすること。
 ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/L 以上とする。

※2 WBGT（暑さ指数）熱中症の危険度を判断する環境条件の指標

人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標

学校には WBGT 測定器があることが多い

WBGT による 温度基準域	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 31℃以上	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 28℃以上31℃未満		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 25℃以上28℃未満	中等度以上の生活活動 でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 25℃未満	強い生活活動でおこ る危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本気象学会（日常生活における熱中症予防指針 Ver.4）より

第3章 病害虫等へ対応

岐阜市有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤使用に関する基本方針（岐阜市）準用

I. 病害虫が発生しにくい環境づくり

- 清掃により、害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ごみを放置しない。雨水がたまらない工夫をする。
- 外部からの侵入経路を絶つ。

II. 生息状況の確認

- 衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

III. 薬剤を使用しない防除

<建物での例>

- 捕殺、わなや忌避装置の使用、侵入防止措置

<樹木等での例>

- 捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、雑草の抜き取りや刈り取り

IV. やむを得ず薬剤を使用する場合（施設管理者が判断）は、次の方法によるものとする。

<薬剤の使用手法>

① 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。

② 適切な薬剤を使用すること。（参考資料：別表）

- 農薬は、適用作物、防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬（農林水産省登録第〇〇号の表示あり）とする。
- 殺虫剤（衛生害虫用に限る）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。
- 内分泌かく乱作用が認められた物質を成分とする農薬や、毒性の強い農薬については使用しないよう努める。

（毒性の強さの指標としてLD₅₀が考えられる

参考：経口 LD₅₀ ≤ 50毒物 LD₅₀ ≤ 300劇物

経皮 LD₅₀ ≤ 200毒物 LD₅₀ ≤ 1000劇物

③ 散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。

④ 使用手法、使用上の注意事項を厳守すること。（混用は行わない）

<周辺（生態系）への配慮と安全対策>

- ① 施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤師用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項等を周知すること。（掲示板、立て看板など 事前事後の周知は3日以上とする）
- ② 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。
- ③ 原則として、日常的に妊婦、子ども、病人がいる区域については、薬剤を使用しないこと。やむを得ず薬剤を使用する場合は、十分配慮すること。
 - ・ 関係者(学校であれば児童、生徒、保護者等)や関係施設などに連絡、周知する。
 - ・ 関係者が散布場所に近づかない時期、時間帯に実施する。
 - ・ 作業実施にあたっては、必要に応じて、看板やバリケード、ロープなどにより、表示する。

V. 生息状況調査結果、薬剤の使用状況を記録・保存する。

<記録内容>

病虫害等の発生状況

対策の目標

防除作業の日時

使用薬剤に関する事項(種類、名称、希釈倍率、単位面積あたりの使用量)

作業場所

使用した樹木等の名称

作業方法

結果の評価等

<保存期間>

3年～5年

別表：推奨品ではなく参考品

成分等から比較検討材料として使用してください

<殺虫剤>

	分類	商品名	メーカー	成分	薬事分類
ゴキブリ	誘引捕獲	ごきぶりホイホイ	アース	殺虫剤不使用	
	誘殺	ハウ酸だんご	各社	ハウ酸	防除用医薬部外品
		ブラックキャップ	アース	フィプロニル	防除用医薬部外品
		コンバット	第日本除虫菊	フィプロニル	防除用医薬部外品
		Wトラップコンパクト	ライオンミカ	フィプロニル	防除用医薬部外品
	忌避剤	ゴキブリよけ	アース	ハッカ油 0.4g	防除用医薬部外品
	スプレー	凍らすジェットゴキブリ秒殺	アース	ハッカ油	防除用医薬部外品
		コックローチゴキブリがうご かなくなるスプレー	第日本除虫菊	イミプロトリン	防除用医薬部外品
		ゴキジェットプロ	アース	イミプロトリン	防除用医薬部外品
コバエ	誘引捕獲	コバエがホイホイ	アース	ジノテフラン	
		コバエがポットン	第日本除虫菊	ジノテフラン	
	忌避剤	コバエこないアース	アース	合成殺虫剤不使用	
	スプレー	コバエがいなくなるスプレー	第日本除虫菊	トランスフルトリン d-T80-フタルスリン	
浄化槽へ	パボナチョウバエ退治	アース	ピリプロキシフェン	防除用医薬部外品	
ハエ	スプレー	アースジェット	アース	d-T80-フタルスリン フェノトリン	防除用医薬部外品
	殺うじ剤	ハボナうじ殺しS	アース	フェンチオン	第2類医薬品
		ハボナうじ殺し液剤	アース	オルトジクロロベンゼン	防除用医薬部外品
蚊	忌避剤	虫コナーズシリーズ	第日本除虫菊	ピレスロイド系	
		ハボナ天然ハーブの虫よけ	アース	防虫剤フリー	
		ハボナ虫除けネット W	アース	トランスフルトリン エムペントリン	
	スプレー	キンチョール	第日本除虫菊	d-T80-フタルスリン d-T80-レスメトリン	防除用医薬部外品
	空間	金鳥の渦巻	第日本除虫菊	dl・d-T80-アレスリン	防除用医薬部外品
		蚊がいなくなるスプレー	第日本除虫菊	トランスフルトリン	防除用医薬部外品
		蚊がいなくなるスプレー（24 時間蚊に効く）	第日本除虫菊	メトフルトリン	防除用医薬部外品
		水性キンチョウリキッド	第日本除虫菊	メトフルトリン	防除用医薬部外品
		アースノーマット	アース	メトフルトリン	防除用医薬部外品
		電池でノーマット	アース	トランスフルトリン	防除用医薬部外品
蚊がいなくなるカトリス		第日本除虫菊	メトフルトリン	防除用医薬部外品	

	殺うじ剤	バボナうじ殺しS	アース	フェンチオン	第2類医薬品
		バボナうじ殺し液剤	アース	オルトジクロロベンゼン	防除用医薬部外品
ダニ	忌避剤	おすだけダニコナーズ	第日本除虫菊	ベンジルベンゾエート	
ニ	スプレー	おすだけダニアーススプレー	第日本除虫菊	フェノトリン	

<<くん煙剤等空間駆除剤>>

商品名	メーカー	成分	珪	ダニ	蚊	ノミ	その他	薬事分類
アースレッドプロα	アース	ddT シフェノトリン 0.5g プロボクスル 0.2g メトキサジアゾン 0.7g	○	○	○	○	ハエ トコジラミ	第2類医薬品
アースレッドW	アース	ddT シフェノトリン 0.3g メトキサジアゾン 1.2g	○	○	○	○	ハエ トコジラミ	第2類医薬品
アースレッド	アース	フェノトリン 1.09g メトキサジアゾン 0.17g アミドフルメト 0.42g		○	○	○	ハエ	第2類医薬品
ゴキブリムエンダー	第日本除虫菊	フェノトリン メトフルトリン	○		○		ハエ トコジラミ	防除用医薬部外品
ダニムエンダー	第日本除虫菊	フェノトリン		○				防除用医薬部外品
バルサン	レック	メトキサジアゾン フェノトリン	○	○	○	○	ハエ	第2類医薬品
バルサンプロEX	レック	メトキサジアゾン フェノトリン d・d-T-シフェノトリン	○	○	○	○	ハエ	第2類医薬品

<成分>

ピレスロイド系：除虫菊の花に含まれる殺虫成分と、化学構造的に類似した殺虫成分です。一般にピレスロイド系殺虫剤は速効性で、薬剤に触れた昆虫は微量でノックダウンする効果があります。人畜に対する毒性は相対的に低いのにに対し、魚毒性が高いため使用場所に注意する必要があります。

薬剤名	特徴	急性毒性 LD ₅₀ mg/kg	
		経口	経皮
ピレトリン	速効性がある	260~900	1350~5000
メトフルトリン	揮散性が比較的高く、殺虫効果も優れている	>2000	>2000
dl・d-T80-アレスリン	ハエ、蚊に特効を示し、速効性がある	900~2150	2660~4390
フェノトリン	とくに残効性、速効性がある	>5000	>5000
dT80 フタルスリン	ハエに対するノックダウン効果が高い	>5000	>5000

レスメトリン	とくに致死効果が高い	450~680	>10000
ddT シフェノトリン	致死活性が高い ゴキブリに対して活性が高い	1080~1250	>2000
<u>ペルメトリン*</u>	<u>とくに残効性が高い</u>	490~470	>2500
エムベントリン	常温で揮散し、衣料害虫に有効	>3500	>2000
ブラレトリン	ハエ、蚊に特効を示し、速効性がある	460~640	>5000
イミプロトリン	ゴキブリに対するノックダウン効果が高い	2400~4500	>2000
トランスフルトリン	揮散性が比較的高く、殺虫効果も優れている	>5000	>5000
シフルトリン	広範な害虫に卓越した効果がある	500~1200	>5000

オキサジアゾール系

メトキサジアゾン	燻煙剤、加熱蒸散剤の主剤に用いられている。	170~190	>2500
----------	-----------------------	---------	-------

カーバメイト系：カーバメイト剤は、有機リン系と同様に、虫の神経の情報伝達を行う興奮性神経伝達物質の一種であるアセチルコリンを分解する酵素「アセチルコリンエステラーゼ」の働きを阻害し、中毒症状を起こすことで効果を発揮する殺虫成分です。ピレスロイド系殺虫成分に抵抗性を示す害虫の駆除にも用いられます。

プロポクスル	広範囲の害虫に効果がある。速効性、残効性がある。	70~80	>5000
フェノブカルブ	農薬、動物用医薬品にもよく用いられている	623~657	>2000
<u>カルバリル*</u>	<u>カーバメイト系殺虫剤の中でも持続効果が長い</u>	246	-

有機リン系：有機リン剤は、虫の神経の情報伝達を行う興奮性神経伝達物質の一種であるアセチルコリンを分解する酵素「アセチルコリンエステラーゼ」の働きを阻害し、中毒症状を起こすことで効果を発揮する殺虫成分です。ピレスロイドに比べ魚毒性が低いものが多いためウジやボウフラの駆除にも使用されます。

ジクロルボス	極めて速効性に優れている 常温揮散性が高い	56~110	75~107
フェンチオン	最も安定性が優れ、残留処理や水系処理に適している。鳥に対する毒性が比較的強い	320~509	≥2000
フェントロチオン	安定性が高い 遅効性だが致死効力は大きい	330~1416	890~2500

ネオニコチノイド系：ネオニコチノイド系殺虫剤は、タバコに含まれるニコチンと似た構造をもつ化合物です。神経伝達物質アセチルコリンの受容体ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経を興奮させ続けることで殺虫活性を発現します。人畜に対する安全性が非常に高く、魚毒性が低い。忌避性がないためシロアリ剤などでよく使用されています。

ジノテフラン	幅広い害虫種に致死活性が高い	2000~2804	>2000
イミダクロプリド	有機リン剤、カーバメイト剤などに抵抗性を持った害虫に対しても優れた効果	410~440	>5000

フェニルピラゾール系

フィプロニル	速効性に優れ、抵抗性害虫に対して有効	100	>2000
--------	--------------------	-----	-------

その他

アミドフルメト	屋内塵性ダニ類に対して活性が高い	100~200	>2000
オルトジクロロベンゼン	鼻をつくような独特の臭い	500	-

*印 内分泌攪乱すると疑われる化学物質

LD₅₀ 化学物質の急性毒性の指標で、実験動物集団に経口投与等により投与した場合に、統計学的に、ある日数のうちに半数（50％）を死亡させると推定される量（通常は物質質量（mg/kg 体重）で示す）のこと。LD₅₀の値が小さいほど致死毒性が強いことを示す。

参考資料：害虫と殺虫剤の基礎知識（アース製薬株式会社）

内分泌攪乱すると疑われる化学物質（環境省）

東栄薬品株式会社ホームページ

各薬品安全データシート

各商品製造会社ホームページ

第4章 水害対応

I. 水害時の一般的な対応

① 衛生対策と消毒の必要性

台風や豪雨等により浸水が起きた場合には下水道やし尿槽の汚水などが逆流し校舎等が汚染される可能性がある。

浸水した場合には、細菌やカビの繁殖、害虫が発生しやすくなるため洗浄や消毒が必要となる。

② 浸水直後、避難所立ち上げ時に注意すること

- 浸水直後はガス漏れがないことを行政に確認する。
- ブレーカーが切れているなど、電気系統の安全を行政に確認する。
- ガスのボンベ、車のバッテリーなどの危険物を見つけたら近づかず、消防や行政に相談する。
- 浸水後、数日経過している場合は屋内にカビが発生している可能性がある。サージカルマスク（N95マスクは不要）を着用して現場に入り、ドアと窓を開放して30分以上換気した後に改めて現場に入る。
- 子どもやペットが清掃終了するまで現場に入らないよう注意喚起を行う。

③ 清掃時に注意すること

- ケガ防止のために、長袖、長ズボン、厚手のゴム手袋、ゴム長靴（底の厚い靴など）を着用しゴーグルやサージカルマスクで目や口を保護して清掃にあたるのが望ましい。瓦礫やごみを取り除く場合は、必要に応じて皮手袋や安全靴を使用したほうがよい。
- 気温が高い場合等は熱中症に注意し、休憩や水分補給を十分に行う。
- 室内を乾燥させるためにドアと窓を開放する。可能であれば扇風機などを使用し、乾燥を促す。
- （堅い）床、壁、金属部分、調理台、シンクなどは、水と石鹼（洗濯石鹼や食器用洗剤）で洗い流し、泥や破片を取り除く。高圧洗浄機を用いると効果的に洗浄できるが、その際はゴーグルとサージカルマスクを着用し、換気に気を付ける。
- 浸水して洗浄することができない設備（カーペット、布製ソファなど）や畳等は撤去する。
- 浸水した衣類・布類は、熱水洗濯、あるいは80℃の熱水に10分以上漬けた後に洗濯し、乾燥させる。

- 作業終了後は流水と石鹼による手洗いをしっかり行い、シャワーを浴びる。
- 清掃時に着用していた服は、その他の服と区別して洗濯する。

④ 消毒時に注意すること

- 消毒は洗浄や拭き取り等により泥や汚れを十分に取り除き、乾かした後で行う。
- 消毒は希釈した次亜塩素酸ナトリウムを基本に、金属など消毒するものの材質によってはアルコールや塩化ベンザルコニウム（逆性石鹼）を使用する。
- 特に、食品を取り扱う場所や子どもが遊ぶ場所の表面はしっかりと消毒する。その他、人の手や粘膜が触れる環境表面が重点ポイントとなることに留意する。
- 消毒薬の過剰使用は人の健康や環境に影響を与えることがある。必要最小限の量を使用する。
- 浄化槽には消毒薬を散布しないよう注意する。

(ア) 一般的な注意事項

- 希釈等、調製した消毒薬は、必ず一度で使い切る。使用するたびに希釈・調整を行う。
- 消毒薬は布に含ませるか、あるいは、薬液に浸漬する方法で使用する。噴霧は吸入のおそれや拭きムラ等の不十分な消毒となってしまうおそれがあるため避ける。
- 消毒薬を取り扱う際には窓を解放した上で、長袖、長ズボン、ゴム長靴、ゴム手袋などを着用し、必要に応じてゴーグルやサージカルマスクを使用するなど、皮膚や目を防護しながら行う。
- 使用したバケツやじょうろなどは水で十分に洗っておく。
- 基本的に土壌の消毒は不要。
- 誤飲防止の措置を行う。（飲料等の容器に保管しない。飲み物と間違えないように容器に消毒薬名を書く、容器を入れ替えたりラベルをはがさない等。）
- 消毒薬が皮膚についた場合の処置を周知させる。（すぐに大量の流水と石鹼で十分に洗い流す。目に入った場合は水で十分に洗い流し医療機関を受診する。）
- 消毒薬を保管する場合は、日の当たらない涼しい場所で子どもの手の届かないところに保管する。

(イ) 次亜塩素酸ナトリウムの注意事項

- 他の消毒薬や洗剤等と混合しない。
- 希釈液を調製、使用する際は、顔面や前腕への水はねに十分注意する。
- 屋内使用する場合は窓を開放し、蒸気を吸い込まないようにする。
- 次亜塩素酸ナトリウムは時間経過とともに原液濃度が低下するため、開封後数か月以内の製品を使用するか、あるいは使用期限内にある未開封の製品を使用する。（開封日を容器に記載しておくとうい）

(ウ) 食中毒・感染症の予防

- 水道水に関して、残留塩素濃度・色・味・においを定期的に検査する。また受水槽や井戸水は汚水が混入している可能性があるため必ず水質検査を行い、安全と衛生を点検・確認してから使用する。
- 水に浸かった食品や停電により保存温度が保てなかった要冷蔵・冷凍食品は廃棄する。
- 全ての食材は十分な加熱調理を行い、特に自家栽培した野菜などが水没または泥水が付着した場合、汚染や腐敗の可能性があるので生食を避けるように避難者へ注意喚起する。
- 調理、食事の前やトイレ、清掃の後などは、石鹼と流水で手を洗うよう避難者へ指導する。
- 避難者に体調に異常を感じたら早めに医師に相談するよう注意喚起する。

⑤ 作業時の感染症予防について

洗浄、消毒する際はケガおよび感染防止のため自身を防護し、従事後はきちんと流水と石鹼で手を洗う。

II 水害時の衛生対策について

① 床下浸水の場合

- 屋外（床下や庭）の消毒は原則不要。
- 床下の汚水を完全に排水する。
- 床下や家の周囲にある不要なものや泥などは取り除く。
- 土砂等を取り除いた後、水で流せる場所はよく汚れを洗い流し、しっかりと乾かす。雑巾等で吸水し、扇風機等により強制的に換気するなど乾燥に努める。
- 床下換気口のごみを取り除き、床下の風通しを良くする。床下は狭く、

慣れない作業のため、けがや事故を招くことがあるため十分注意する。
自分では無理のない範囲にとどめ専門家に相談する。

② 床上浸水の場合

- 水が引いた後、濡れた畳や家の中の不要物を片付ける。
- 汚損した家具や床・壁等は、水で洗い流すか雑巾で水拭きし、風通しを確保した上で十分に乾燥させる。必要に応じて使用濃度に薄めた消毒薬で拭き取る。
- 食器類や調理器具は、汚れをきれいに洗い流したのちに次亜塩素酸ナトリウムに浸漬したり、熱湯消毒を行う。（熱水式食器洗浄機が利用できれば最も効果的）
- 食器棚や冷蔵庫などの家具は汚れをきれいに拭き取った後、消毒用アルコールなどで拭き取り消毒する。

③ 清潔の保持

避難所に土足で出入りすると泥や土埃が持ち込まれ、衛生状態が悪化する。また、避難が長期化する場合は被災者が自宅の整理や瓦礫の撤去作業等を行うため泥等が持ち込まれる機会が増加する。そのため、屋内外のゾーン分けを明確にし、土落としマットや洗い場等の設置が必要となる。

避難所生活を快適に送るためには、清潔で快適な空間を維持することが不可欠である。そのため、各避難者は自身の生活区域を適切に清掃し、定期的に避難所全体の大掃除を実施し、清掃が実施されていることを点検することが必要となる。食べこぼしや食べ残し等の観点から、可能であれば、飲食スペースは生活区域とは別に確保し、清潔保持に努める。

(ア) 泥等の屋内への持込防止

- 避難所内は土足厳禁。
- 平時から避難時に上履き持参を周知する。
- 下足箱を設置する（設置までの間は段ボールやビニール袋で代用）。
- 玄関付近に土落としマット等を設置。
- 衣服に付着した泥等を屋内に持ち込まないように周知する。
- 可能であれば泥等の洗い流しのため洗い場やホースを確保する。
- 土落としマット等は定期的に清掃する。

(イ) 避難所内の清掃

- 清掃頻度、方法、担当者を決めて定期的に清掃を実施。

- 避難所管理者は定期的に清掃が行われていることを確認する。
- 生活区域は避難者が各々のスペースを1日1回清掃する。
- 生活区域とは別に飲食スペースを確保することが望ましい。

④ 寝具類の管理

寝具類について、ダニやカビ等の発生防止のため、リネン庫等において適切に保管する必要がある。寝具は吐物による汚損等、感染症を発生させる可能性があるため、交換用寝具と区別して保管する。

また、避難者が同じ寝具を長期間使用するケースがあるが、ダニやカビ等の発生の原因になるので定期的な交換や洗濯、天日干しなどを行う。

(ア) リネン庫の管理

- 寝具類は床に直置きせず、すのこを用いる等、衛生的に保管する。
- リネン庫は適切に清掃し、整理整頓を実施。
- 交換用寝具類と使用済みまたは汚損寝具類は区別して保管する。
- 風通しを良くする等、温湿度の管理をする。

(イ) 使用中の寝具類等の管理

- 布団は1週間に1回は日光干し（または布団乾燥機）を30分以上実施する。

方法例

- 屋外にブルーシートを敷き、その上にパイプ椅子を並べ、パイプ椅子の上に布団を干す。
- 車のボンネット、または自動車内で布団を干す。
自動車内に置く場合は、布団から水分が蒸発するので、干した後に十分に換気する。
- 水害後等で土埃が舞っており屋外で干せない場合は、窓際通路にパイプ椅子を並べて干す。

- 段ボールベッドは定期的に布団を除け、空気を通し乾燥※
- ※ 使用や室内の湿気を吸うことにより強度の低下やカビの発生につながる。また天板は汚損しやすいため、留意が必要。

⑤ 水の衛生対策

防災直後は飲用水や生活水の確保が困難となるおそれがある。断水し

ていなくても、水道水の水質が悪化している場合があるので、水道局等の情報を確認する必要がある。また避難所においても施設の損傷等により、水質が悪化していないか、確認することが重要となる。

なお水道水の使用が制限されている場合には、飲用以外の雑用水として、井戸水等を使用する場合がある。雑用水を使用する場合は、飲用以外の雑用水であることを明示する等、使用用途を管理することが重要となる。

(ア) 飲用水について

【水道水】

- 地震等による配管や貯水槽（受水槽、高置水槽）の破損等の被害の確認。
- できるだけ末端の蛇口にて遊離残留塩素濃度や色や濁り、異物等を確認。

【応急給水】

- 日光による遊離残留塩素濃度低下を防ぐため、仮設水槽は直射日光のあたらない場所に設置してあるか確認する。

応急給水について

断水が生じた場合、水道局等や自衛隊等から給水車による応急給水が行われる。給水車による応急給水には次の形式がある。

- ・ 給水車から直接水道水を提供
- ・ 仮設水槽を設置し、給水車から水道水を仮設水槽に移し提供
- ・ 既存の貯水槽に、給水車から水道水に移し提供
- ・ その他、水道管に緊急用の蛇口を取付け給水するもの 等

【水道水または応急給水の水質管理】

- 水の色や濁り、異物等の異常、遊離残留塩素濃度の確認。
- 仮設水槽では、遊離残留塩素等の消失等が生じやすいことをから、1日3回程度、遊離残留塩素濃度の測定を実施するとともに、色や濁り、異物等を確認する。

※水質に変化がみられる場合は、仮設水槽の設置者（水道局等）へ相談を行う他、必要に応じ仮設水槽内部を確認する。併せて飲用は控えるよう注意喚起する。

- 確認した結果を記録する。

- 飲料用ボトル水は直射日光の当たらない冷暗所で保管し、におい移りを避けるため洗剤等の近くは避け保管する。

(イ) 飲用以外の雑用水について

- 飲用以外の雑用水を使用する場合は、使用用途に合わせ使用する。
- 飲用以外の雑用水であることが明示されている。

⑥ 室内の空気環境対策

第2章参照

⑦ トイレの衛生

トイレの衛生は、避難者の健康維持に最も重要な要素の1つである。避難所のトイレは共用設備であり、感染源になりうるため、衛生面を維持することが重要となる。

また、トイレ数が不足したり、トイレが汚いと、避難者がトイレの使用を我慢し、水分摂取や飲食を控えることにより健康に影響を及ぼすおそれもある。衛生的で快適なトイレ環境を作ることが重要である。

なお、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレ等を使用する場合は、衛生管理のほか、プライバシーや防犯上等の配慮が必要となる。携帯トイレや簡易トイレ、おむつ等のし尿ごみは収集までの間、敷地内に生活スペースから離れた場所かつ衛生的に管理できる場所に保管場所を確保し保管する。

(ア) トイレの設置

- トイレの数が十分確保*されている
※内閣府の策定する「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」では発災当初は50人あたり1基、長期化する場合は20人あたりに1基が目安
- 衛生面については次の点に留意し場所を選定する
 - ・使用後の洗浄水を確保しやすい場所
 - ・清掃時に水洗いできる場所
 - ・周辺を水で流せる場所（簡易トイレ等を屋内に設置する場合を除く）
 - ・下水道や浄化槽に直接投入できない場合、収集運搬者が入りやすい場所

- 使用面、防犯面については次の点に留意し場所を選定する
 - ・雨天時や冬季でも使用しやすい環境にあること
 - ・男女別のトイレ
 - ・照明設備があること
 - ・外部から見通すことができない場所

(イ) トイレの使用

- 屋内の既存のトイレでは、トイレ外に汚れを持ち出さないようトイレ専用の履物を使用する。
- 各トイレ（個室）内には、感染症等発生源の飛散防止のため蓋つきの汚物入れを設置する。
- 手洗い場を確保する。
 - ・生活スペースに入るまでの間に手洗い設備を設置する。
 - ・石鹸や消毒薬を配置する。
 - ・掲示等により手洗い・消毒を呼び掛ける。※タオルの共用は望ましくない。
- ほとんどの避難者が簡易トイレ等の使用について不慣れであり、また汚物袋の処理を適切に実施しなければ衛生保持が困難となる。このことから、簡易トイレ等の使用方法やルールについて、掲示等により周知させる。

(ウ) 定期的な清掃・消毒

- トイレの清掃は原則として、避難所の中で責任者を選任し、当番制とする等、定期的に清掃、消毒する体制を構築する。
※簡易トイレ等は、テント等の覆い内に設置され、出入口はファスナー構造となっている場合が多い。簡易トイレ等の使用后、汚物袋の封をし、廃棄する必要があるが、テント内には通常手洗い場を設けることが難しい。そのため出入口部のファスナーの持ち手等が構造上、汚れやすいことから内部に手指消毒薬等を設置すること等が望ましい。

(エ) 感染症が発生している場合

- 感染症が発生している場合はトイレを分離して使用。分離できない場合には症状のある者が使用する都度消毒。

(オ) し尿ごみ保管場所

- し尿ごみの保管場所は、生活スペースから離れた場所かつ衛生的に管理

できる場所に設置する。

保管方法例

- 蓋つきのごみ箱を使用して保管。
 - 野外軒下にブルーシート等で覆って保管。
 - 土を掘ってブルーシートを敷き土壌中に一時保管。し尿ごみはビニール袋等に入れ飛散させないようにしておく
- *し尿ごみを生活スペース近傍に保管すると、感染症や生活スペースの汚染、臭い、衛生害虫の発生につながるおそれがある。

⑧ ごみの管理

悪臭や衛生害虫の発生につながる食べ残し等の生ごみや、感染症につながるマスクや鼻汁等の付いたティッシュなどのごみは、衛生面への配慮が必要となる。

発災後は公共のごみ収集等が中断している場合があり、一時的に敷地内にごみを保管する場合は、ごみ袋等に密閉し、ごみの保管場所を設定し、適切に管理する。なお、ごみの処分については災害廃棄物処理計画等に基づき、実施されていることもある。

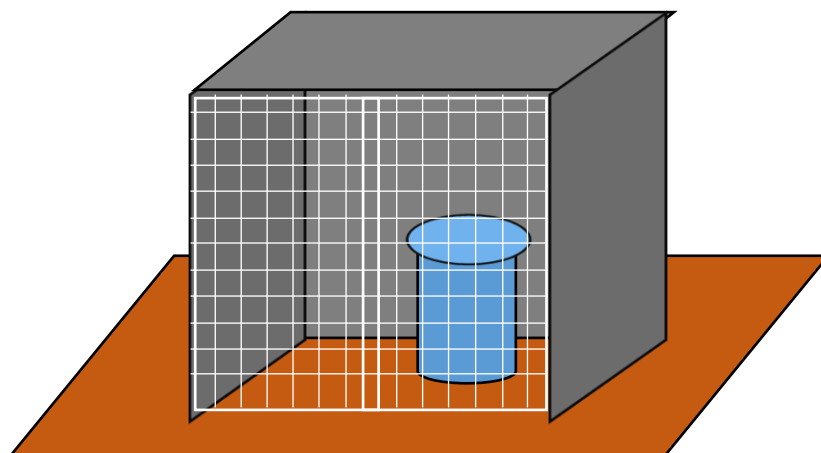
(ア) ごみ箱

- ごみ箱は避難者が利用しやすく臭気等による影響が少ない場所に設置。
- 生ごみ用に蓋つきごみ箱を設置する。
- 汁物等を仕分けるためザルをつけたごみ箱を用意する。
- ごみ袋等の消耗品についても確保する。
- ごみの分別に対応できるようごみ箱を設置し、ごみ箱等にごみの種別を明示する。

(イ) ごみの保管場所

- 収集運搬車がアクセスしやすく、臭い等生活区域に影響がない場所に設置
- 鳥獣、衛生害虫等対策、臭気等を防止するため、次の点について配慮する
- 屋根や壁に囲まれた構造
- 冷暗所
- ごみ袋を密閉もしくは蓋つきのごみ箱の中に保管

ごみの保管場所のイメージ



⑨ ねずみ、衛生害虫の対策

第3章参照

⑩ 風呂等の衛生対策

健康維持のために体の清潔を保つことが必要であり、避難所生活において、早期に風呂又はシャワーを利用できる環境を整えることが重要となる。避難所において風呂等の設備の状況、使用水の状況は異なるが、浴槽水の感染症防止のため、浴槽水の水質管理が重要。原則、風呂は水道水を利用し、浴槽水は毎日入れ替える。また多数の人が利用する場所であり、脱衣場等のスペースの衛生面にも注意が必要となる。

利用時間や利用方法のルールを明確にし、避難者の誰もが安心・快適に利用できる環境を作ることも大切となる。

(ア) 風呂等の設備

- 風呂等の水は、原則水道水を使用する^{*1}。
- 既存の風呂がある場合は設備が通常どおり稼働していることを確認する。
- 遊離残留塩素濃度を常に0.4mg/L以上確保（概ね2時間に1回を目安に測定）。
- 消毒設備は連続注入式の設置が望ましい。
※塩素剤の投入は、利用前、また、利用中において塩素剤が均等に混ざるまで利用を中止して行う。
- 浴槽水は常に満杯を維持する。

- 浴槽水は毎日入れ替える。
 - 入れ替え時に浴槽を清掃する。
 - ろ過器の1時間当たりの処理能力が当該浴槽の容量以上の性能を有する場合は1週間に1回以上、浴槽水を入れ替える。
- ※1 施設の既存の風呂等では、浴槽水等に井戸水を使用している場合がある。震災により井戸水の水質変化が生じた場合や浸水等により井戸が水没した場合等で安全が確認できない場合は利用を控える。

(イ) 脱衣場等

- 脱衣所や浴室が外部から見通せないことや防犯上の配慮が必要。
 - 脱衣場の定期的な清掃がおこなわれている。
 - ヒートショック対策として脱衣場と浴室の温度差を抑えるよう室温を管理*する。
- ※ 開放型暖房機を使用する場合には換気に留意する。

⑪ 食中毒・感染症の予防

- 水道水に関して、残留塩素濃度・色・味・においを定期的に検査する。また受水槽や井戸水は汚水が混入している可能性があるため必ず水質検査を行い、安全と衛生を点検・確認してから使用する。
- 水に浸かった食品や停電により保存温度が保てなかった要冷蔵・冷凍食品は廃棄する。
- 全ての食材は十分な加熱調理を行い、特に自家栽培した野菜などが水没または泥水が付着した場合、汚染や腐敗の可能性のあるため生食を避けるように避難者へ注意喚起する。
- 調理、食事の前やトイレ、清掃の後などは、石鹼と流水で手を洗うよう避難者へ指導する。
- 避難者に体調に異常を感じたら早めに医師に相談するよう注意喚起する。

Ⅲ 作業時の感染症予防について

洗浄、消毒する際はケガおよび感染防止のため自身を防護し、従事後は流水と石鹼で手を洗う。消毒薬は次頁の【水害時の消毒】を参考に選択する

水害時の消毒

消毒対象	消毒薬等	調整方法	使用方法
手指	・石鹸と流水 ・手指消毒用アルコール		① 汚れを石鹸で洗い、流水で流す ② 清潔なタオルで手指を拭いた後、可能ならアルコールで消毒する
食器類 流し台 浴槽	次亜塩素酸ナトリウム ※市販の家庭用「ハイター」や「ブリーチ」の原液濃度は約5% ^{注1)}	0.02%程度に希釈して使用	① 食器用洗剤と水で洗う ② 希釈した消毒薬に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた清潔な布で拭いた後に、水洗い又は水拭きする ③ よく乾燥させる ※噴霧危険
	消毒用アルコール ※アルコール濃度70%程度のものを使用 ^{注2)}	希釈せず、原液のまま使用	① 洗剤と水で洗う ② アルコールを含ませた布で拭く ※噴霧危険
	熱湯消毒	80℃の熱水に10分間浸漬	食器の消毒に使用する ① 汚れを洗い流してから行う
	10%塩化ベンザルコニウム ^{注1)}	0.1%程度に希釈して使用	① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ② 調整した液を浸した布でよく拭く
トイレ 家具類 床 堅い表面	次亜塩素酸ナトリウム ※市販の家庭用「ハイター」や「ブリーチ」の原液濃度は約5% ^{注1)}	0.1%程度に希釈して使用	① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ② 調整した液を浸した布などでよく拭く ③ 金属面や木面、色あせが気になる場所などは、水で2度拭きする ※噴霧危険
	消毒用アルコール ※アルコール濃度70%程度のものを使用 ^{注2)}	希釈せず、原液のまま使用	① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ② アルコール液を浸した布でよく拭く ※噴霧危険
	10%塩化ベンザルコニウム ^{注1)}	0.1%程度に希釈して使用	① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ② 調整した液を浸した布でよく拭く
井戸水	清掃		① 汚水をくみ出して、井戸の中に溜まっている堆積物をさらい出す ② 浅井戸の場合は新しい砂利を井戸底に敷き詰める ③ 飲用する前に水質検査を受ける
浄化槽	清掃		・浄化槽のバクテリアが死滅するため、消毒薬は流さない ・使用前に保守点検業者に相談する ・原則として屋外は消毒不要。
屋外 ※原則消毒不要	クレゾール石けん クレゾール石けん液30mlに水を加えて1lとする。液が濁って沈殿物が生じた場合は上澄み液を使用		① し尿槽や下水が溢れた場所②動物の屍骸や腐敗物が漂着した場所 ③ 氾濫した汚水が付着した壁面④乾燥しにくい床下 に消毒剤を使用する場合もある
	消石灰 粉末のまま、1平方メートルあたり1キログラムを目安に散布		・消石灰（強アルカリ性）を使用する場合は必ずゴーグル、保護マスク、ゴム手袋、長靴、長袖、長ズボンを着用し、目に入った場合は失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い流し医療機関を受診する ・生石灰は高熱を発生するため家屋使用は控える
	オルソ剤 オルソ剤20mlに水を加えて1lとする		・し尿槽、漂着した動物の屍骸や腐敗物などに発生するウジや、下水溝や水溜りに発生するボウフラの駆除にはオルソ剤（オルトジクロロベンゼンとクレゾールの合剤。商品例：トライキル、タナベゾール）を散布する

注1) 消毒薬の使い分けについて

- ・ 汚染の程度がひどい場合や長時間浸水していた場合は、なるべく次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムにより対象物が色あせしたり、腐食する場合があります。これらを避けたい場合は、アルコールや塩化ベンザルコニウムを使用する。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水とは別もの。

注2) 70%程度のアルコール濃度のものは、火気の近くで使用しない。

家庭用塩素系漂白剤の希釈方法 一般的に市販されている塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法（家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が約25ccの場合）

<p>濃度：10倍（0.5%、約5000 ppm）</p> <p>水道水 500 mL (500 mLペットボトル1本分) 薬液 50 mL</p> <p>家庭用塩素系漂白剤キャップ (約25 mL) 2杯</p> <p>消毒するもの：嘔吐物・便など</p>	<p>濃度：50倍（0.1%、約1000 ppm）</p> <p>水道水 2500 mL (500 mLペットボトル5本分) 薬液 50 mL</p> <p>家庭用塩素系漂白剤キャップ (約25 mL) 2杯</p> <p>消毒するもの：便や嘔吐で汚れた衣類・リネン類風呂場・洗い場 50倍液で洗い、30分放置し、水で流す。または、熱湯で洗い流す。</p>	<p>濃度：250倍（0.02%、約200 ppm）</p> <p>水道水 2500 mL (500 mLペットボトル5本分) 薬液 10 mL</p> <p>家庭用塩素系漂白剤キャップ (約25 mL) 1/2杯</p> <p>消毒するもの：トイレの取っ手・トイレ床・便座・トイレドアのノブ・蛇口など 250倍液に浸したペーパータオル・布等で拭き、消毒語、水拭きする。</p>
--	---	--

様式第 1 号 (第 3 条関係)

医療救護活動報告書 (日報)

日付		薬剤師氏 名 <small>(責任者には○を つけてください)</small>		
活動場所				
薬剤師班名				
所属				
救護所責任者	TEL			
他団体情報				
活動の概要			経費	備考
処方箋枚数	午前：	午後：	夜間：	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

薬剤師班員名簿					
薬剤師班名			所属		
活動場所					
氏名	住所	日 時			
		自		至	
		月	日	月	日
		時	分	時	分
		月	日	月	日
		時	分	時	分
		月	日	月	日
		時	分	時	分
		月	日	月	日
		時	分	時	分
		月	日	月	日
		時	分	時	分
		月	日	月	日
		時	分	時	分
摘要					

- (注) 1 本報告書は、薬剤師班ごとに出勤単位ごとに作成する
 2 車両を使用した場合は、その所属等を摘要欄に記載する
 3 本報告書は、経費請求時に添えて提出する。

様式第 3-1 号 (第 3 条関係)

医薬品供給等報告書

救護所		日付	
-----	--	----	--

品名	単位	数量	受入先	払出先	担当薬剤師	備考

- (注) 1 備考欄に供給数量に見合う金額を記載する。
- 2 本記録の控えは、経費請求時に添えて提出する。
- 3 その時に記録できない部分は事後に整理する。

様式第 3-2 号 (第 3 条関係)

消耗品等供給等報告書 (衛生材料含む)

救護所		日付	
-----	--	----	--

品名	単位	数量	受入先	払出先	担当薬剤師	備考

- (注) 1 備考欄に供給数量に見合う金額を記載する。
- 2 本記録の控えは、経費請求時に添えて提出する。
- 3 その時に記録できない部分は事後に整理する。

様式第4号（第4条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護等活動において、別紙のとおり事故疾病（死亡）者が発生しましたので、報告します。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

一般社団法人岐阜市薬剤師会
会長

別紙 1

事故疾病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種	勤務先	班名			
疾病名		程度	重度	中程度	軽症
外来	入院（	月	日）	医療機関名	
受傷（発病）日時	年	月	日	時	分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	時	分
死亡場所					
受傷・発病・死亡の状況					

様式第 5 号（第 6 条関係）

医療救護等活動（薬剤師班）に要した経費請求書

番号

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（住所）

（氏名）

医療救護等活動（薬剤師班）に要した経費請求書の提出について

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の薬剤師班派遣に
要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。

記

- 1 薬剤師班派遣旅費（別紙旅費請求書のとおり）
- 2 医薬品等消耗器材費（別紙のとおり）
- 3 自動車借り上げ費（別紙のとおり）
- 4 自動車用消耗燃料費（別紙のとおり）

添付書類

- （1） 医療救護等活動報告書（様式第 1 号）
- （2） 薬剤師班員名簿（様式第 2 号）
- （3） 医薬品等供給報告書（様式第 3 号）

（注）

- 1 各請求書のうち旅費については、岐阜市職員の旅費請求用紙により、その他は適宜の様式とする。
- 2 医薬品等供給品については、薬剤師の請求とし、業者からの購入、借り上げ、又は修繕した等の経費は、業者の請求書を提出する。

様式第 6 号（第 6 条関係）

扶助金支給申請書

年 月 日

（あて先） 岐阜市長

（住所）

（氏名）

災害時における医療救護等に関する協定第 10 条の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷、疾病又は死亡した者の状況	氏名		性別	男	女	生年月日	
	住所						
	職種		勤務先			医療班名	
	疾病名			受傷発病年月日			
	死亡原因			死亡年月日			
障害等級			療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年	月	日から	休業期間中における業務上の収入の有無			
	年	月	日まで				
扶助金支給基礎額	（災害救助法施行令第 14 条による額）						
扶助金支給申請額							
備考							
<p>（注） 1 「扶助金支給基礎額」算出の根拠書類（事業主の証明）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要） 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。）及び事業主の証明書を添付すること。 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。</p>							

避難所環境衛生アセスメントシート

調査日	年 月 日	衛生班氏名	
活動時間	: ~ :		
避難所名称		避難者人数	人 (男: 人女: 人)

前班からの申し送り事項

--

環境状況 学校環境衛生基準に準じて検査・評価 ※学校環境衛生基準より

測定場所 (人数)	()	()	()
二酸化炭素 (ppm) ※1500ppm 以下であることが望ましい	ppm	ppm	ppm
温度 (°C) ※18°C以上 28°C以下であることが望ましい	°C	°C	°C
相対湿度 (%) ※30%以上 80%以下であることが望ましい	%	%	%
一酸化炭素 (燃焼器具使用時) ※6ppm 以下であること	ppm	ppm	ppm
二酸化窒素 (燃焼器具使用時) ※0.06ppm 以下であることが望ましい	ppm	ppm	ppm

飲料水	<input type="checkbox"/> 水道水 ^① <input type="checkbox"/> 井戸水 ^② <input type="checkbox"/> 湧水 ^③ <input type="checkbox"/> 市販品 <input type="checkbox"/> その他 ()
①~③の場合 日常点検	<input type="checkbox"/> している (<input type="checkbox"/> 残留塩素 <input type="checkbox"/> 外観 <input type="checkbox"/> 臭気 <input type="checkbox"/> 味) <input type="checkbox"/> していない
日常点検の記録	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない
②、③の場合 検査機関による 水質検査	<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない (<input type="checkbox"/> 煮沸して使用している <input type="checkbox"/> 煮沸していない)
現場検査 ※必要に応じて	採水場所 () 遊離残留塩素 mg/L 外観 () 臭気 () 味 ()

トイレ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 ()
薬品保管状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 ()
衛生害虫・害獣	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 種類・頻度・対応など ()
雨水排水	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 ()

消毒薬・物資ニーズ

手指消毒薬等	名称	必要量
害虫駆除剤	名称	必要量

アセスメント結果

--

様式第 10 号

医薬品等発注書（兼）報告書

次の通り医薬品等の供給を要請します

物資搬入先	名称		担当者名	
	所在地		連絡先	
代金請求区分				

供給要請医薬品等

番号	品目名	必要量	同種同効 の可否	納入可否	備考
1			可 否	可 否 同種同効	
2			可 否	可 否 同種同効	
3			可 否	可 否 同種同効	
4			可 否	可 否 同種同効	
5			可 否	可 否 同種同効	
6			可 否	可 否 同種同効	
7			可 否	可 否 同種同効	
8			可 否	可 否 同種同効	
9			可 否	可 否 同種同効	
10			可 否	可 否 同種同効	
供給業者			発注日		
担当者名			発送予定日		